

「小口の売掛金がよく踏み倒される…」
 「金があるのに踏み倒す輩をギャフンと言わせたい」
 「息子のアパートの敷金を取り戻したい」
 「こんな小さな事件を弁護士には頼めない…よね？」
 「うちの総務担当者は、なにげに優秀だ」
 「法廷に立って、弁護士気分を味わいたい（笑）」
 「自力で判決をもらったけど、後はどうすれば？」
 「とにかく少額訴訟に興味がある！」

…あてはまる方は、是非どうぞ！

平成24年7月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所
 Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2
 技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

ミニ・セミナーのご案内 「自分でできる“少額訴訟”」

拝啓 盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回は、ズバリ「少額訴訟」がテーマです。少額訴訟とは、訴訟の目的の価額が60万円以下の金銭の支払の請求事案につき、本人でもできるように設計された「やさしい訴訟」です。1期日審理の原則、証拠調べの制限、分割払いの判決、控訴の禁止など、通常の訴訟手続とはひと味違うルールになっています。弁護士・司法書士に頼むには、ちょっとためらう少額な金銭請求について、“自力で訴訟ができないかな？”と思ったことのある社長さんや総務・法務担当者の皆様などが主な対象です。典型的な訴状のサンプルや手続きの流れ、和解や判決後のことなどを新進気鋭の塩谷弁護士がやさしく解説します（講演後の質疑も承ります）。

申込をご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、FAXにて8/17（金）までにお申込み下さい（先着20名様限定）。お問合わせは、お気軽に上記連絡先までどうぞ。 敬具

〈講師〉 弁護士 塩谷 陽子（当事務所 新発田事務所所属）

〈日時〉 平成24年8月21日（火） 午後3時～4時

〈会場〉 技術士センタービルI-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）*駐車場あり

〈参加費〉 2,000円（税込み）*当日、会場にて申し受けます。

*特典1：お二人目からは1,000円 *特典2：無料相談券をプレゼント中。

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、9月19日（水）午後3時～を予定しています。

「不動産取引講座①“重要事項説明義務”」講師：弁護士 大橋良二

FAX (025) 280-1552 【自分でできる少額訴訟 セミナー申込用紙】

事業所名・ 参加者氏名			
住所	(〒 -)		
質問事項			
電話		FAX	

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ 【今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要】